

幸手市地域防災計画

令和 7 年 3 月

幸手市防災会議

幸手市地域防災計画追録加除整理一覧表

現 本：令和7年3月現在

[illegible]

目 次

第 1 編 総則

第 1 章	総則	3
第 1 節	計画の目的	3
第 1	趣旨	3
第 2	計画の策定及び修正	3
第 3	計画の効果的推進	3
第 4	計画の用語	4
第 2 節	幸手市の概況	5
第 1	概況	5
第 2	第 6 次幸手市総合振興計画	6
第 3	幸手市の防災環境	7
第 4	本市における災害	7
第 3 節	幸手市の防災対策の基本方針	10
第 1	計画の理念	10
第 2	計画の運用	14
第 2 章	防災体制	15
第 1 節	防災機関等の役割	15
第 1	市の役割	15
第 2	消防機関の役割	18
第 3	県及び県機関の役割	19
第 4	指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割	21
第 5	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割	24
第 6	災害時応援協定締結団体・事業者の役割	25
第 2 節	防災体制	26
第 1	市の体制	26
第 2	指定地方行政機関等の体制	36
第 3 章	防災訓練	37
第 1 節	基本方針	37
第 1	総合防災訓練の実施	37

第2節	現況と実施計画	39
第1	実践的な個別訓練の実施	39
第2	事業所、自主防災組織等の訓練	40
第3	防災訓練の検証	40
第4章	調査研究	41
第1節	基本方針	41
第2節	実施計画	41
第1	基礎的調査研究	41
第2	被害想定に関する調査研究	42
第3	震災対策に関する調査研究	42

第2編 震災対策編

第1章	総則	3
第1節	地震被害想定	3
第1	概要	3
第2	想定条件	3
1	想定地震	
2	想定ケース	
3	活断層による地震動について	
第3	想定結果	5
第2節	施策の体系	7
第2章	施策ごとの具体的計画	8
第1節	自助、共助による防災力の向上	8
第1	基本方針	8
第2	現況	8
第3	具体的取組	9
	＜予防・事前対策＞	9
1	自助、共助による市民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	【くらし防災課（防災担当）】
2	自主防災組織の育成強化	【くらし防災課（防災担当）】
3	消防団の活動体制の充実	【くらし防災課（防災担当）】
4	事業所等における防災組織等の整備	【くらし防災課（防災担当）、商工観光課、学校教育課、総務課、県、消防機関、事業者】
5	ボランティア等の活動支援体制の整備	【社会福祉課、社会福祉協議会】

6	地区防災計画の策定	
7	適切な避難行動に関する普及啓発 【くらし防災課（防災担当）】	
	＜応急対策＞	18
1	自助による応急対策の実施	
2	地域による応急対策の実施 【自主防災組織、消防団】	
3	事業所による応急対策の実施 【事業所】	
4	ボランティアとの連携 【社会福祉課、社会福祉協議会】	
5	地域の安全確保への協力 【自主防犯組織】	
第2節	災害に強いまちづくりの推進	20
第1	基本方針	20
第2	現況	20
第3	具体的取組	21
	＜予防・事前対策＞	21
1	防災都市づくり 【くらし防災課（防災担当）、都市計画課、まちづくり事業課、建築指導課、道路河川課、下水道課、水道管理課、県】	
2	耐震化と安全対策の推進 【建築指導課、防災関係機関】	
3	空き家対策 【くらし防災課（交通安全防犯担当・コミュニティ生活担当）】	
4	不燃化等の促進 【建築指導課、都市計画課】	
5	オープンスペース等の確保 【都市計画課、道路河川課、農業振興課】	
6	地盤災害の予防 【くらし防災課（防災担当）、建築指導課】	
7	宅地等の安全対策 【都市計画課、建築指導課】	
8	河川の予防対策 【道路河川課】	
9	地震火災等の予防 【くらし防災課（防災担当）、消防機関、消防団】	
10	被災建築物応急危険度判定体制等の整備 【建築指導課、税務課】	
	＜応急対策＞	31
1	公共施設等の応急対策 【各施設の所管課、県、消防機関、防災関係機関】	
2	河川・水路の応急対策 【本部事務局】	
	＜復旧対策＞	34
1	復旧計画の方針 【本部事務局】	
2	迅速な災害復旧 【本部事務局、各班、防災関係機関】	
第3節	交通ネットワーク・ライフライン等の確保	40
第1	基本方針	40
第2	現況	40
第3	具体的取組	42
	＜予防・事前対策＞	42
1	交通関連施設の安全確保 【各道路管理者】	
2	交通規制等の体制の整備 【道路河川課】	

3	緊急輸送道路及び優先確保道路の指定・復旧体制の整備	
	【くらし防災課（防災担当）、道路河川課、県、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】	
4	ライフラインの確保	
	【水道管理課、環境課、契約管財課、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、幸手都市ガス（株）、（一社）埼玉県LPガス協会、東日本電信電話（株）】	
5	エネルギーの確保	
<応急対策> -----		46
1	道路ネットワークの確保	【本部事務局、道路管理者、幸手市防災安全協議会】
2	交通規制	【道路管理者】
3	交通施設の応急対策	【東武鉄道（株）】
4	ライフライン施設の応急対策	【上下水道班、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、ガス事業者、東日本電信電話（株）埼玉事業部】
5	発災時のエネルギー供給機能の確保	【本部事務局】
<復旧対策> -----		57
1	ライフライン施設の早期復旧	【上下水道班、東京電力パワーグリッド（株）春日部支社、幸手都市ガス（株）、東日本電信電話（株）埼玉事業部】
第4節	応急対応力の強化 -----	60
第1	基本方針 -----	60
第2	現況 -----	60
第3	具体的取組 -----	61
<予防・事前対策> -----		61
1	応急活動体制の整備	【各課、ライフライン事業者】
2	防災活動拠点の整備	【くらし防災課（防災担当）、契約管財課】
<応急対策> -----		66
1	災害発生直前の未然防災活動	【本部事務局、総務班】
2	応急活動体制の施行	【本部事務局、県】
3	防災活動拠点の開設・運営	
4	警備活動	【本部事務局】
5	自衛隊災害派遣	【本部事務局、県、自衛隊、警察、消防機関】
第5節	消防力の充実強化 -----	72
第1	基本方針 -----	72
第2	現況 -----	72
第3	具体的取組 -----	74
<予防・事前対策> -----		74
1	消防力の充実強化	【くらし防災課（防災担当）、水道管理課、消防機関】
2	救急救助体制の整備	【消防機関】
<応急対策> -----		76
1	消防活動	【本部事務局、消防機関、消防団】

第6節	情報の収集・伝達体制の整備	82
第1	基本方針	82
第2	現況	82
第3	具体的取組	84
	＜予防・事前対策＞	84
	1 情報の収集・伝達体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、防災関係機関】	
	＜応急対策＞	88
	1 災害情報の収集・伝達 【本部事務局、県、防災関係機関】	
	2 広聴広報活動 【本部事務局、住民班、防災関係機関】	
第7節	医療救護等対策	97
第1	基本方針	97
第2	現況	97
第3	具体的取組	99
	＜予防・事前対策＞	99
	1 医療救護体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、健康増進課、社会福祉課、介護福祉課、県、消防機関、医師会、医療機関】	
	2 防疫体制の整備 【健康増進課、環境課】	
	3 埋・火葬のための資材、火葬場の確保 【環境課、警察】	
	＜応急対策＞	104
	1 初動医療体制 【健康班、消防機関、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、医療機関、幸手保健所】	
	2 遺体の取扱い 【住民班、衛生班、警察、消防団、医療機関】	
	＜復旧対策＞	109
	1 防疫活動 【衛生班、健康班、県】	
	2 遺体の埋・火葬 【衛生班】	
第8節	帰宅困難者対策	112
第1	基本方針	112
第2	現況	112
第3	具体的取組	114
	＜予防・事前対策＞	114
	1 帰宅困難者支援体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、学校教育課、施設管理者、鉄道事業者、企業等、学校】	
	＜応急対策＞	116
	1 帰宅困難者への情報提供 【住民班、東武鉄道（株）、東日本電信電話（株）、携帯電話事業者、報道機関】	
	2 一時滞在施設の開設・運営 【住民班、一時滞在施設の管理者、東武鉄道（株）、大規模集客施設の事業者、企業等】	
	＜復旧対策＞	119

- 1 帰宅支援 【市民班、健康班、県、東武鉄道（株）、東京電力パワーグリッド（株）、
県バス協会、医師会、企業等】

第 9 節	避難対策	120
第 1	基本方針	120
第 2	現況	120
第 3	具体的取組	121
	＜予防・事前対策＞	121
	1 避難体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、学校教育課】	
	＜応急対策＞	126
	1 避難の実施 【本部事務局、住民班】	
	2 避難所の開設・運営 【本部事務局、衛生班、福祉班、健康班、教育施設班】	
	3 広域避難	
	4 広域一時滞在	
第 10 節	災害時の要配慮者対策	135
第 1	基本方針	135
第 2	現況	135
第 3	具体的取組	136
	＜予防・事前対策＞	136
	1 避難行動要支援者の安全対策 【くらし防災課（防災担当）、社会福祉課、介護福祉課】	
	2 要配慮者全般の安全対策 【くらし防災課（防災担当）、市民協働課、社会福祉課、介護福祉課】	
	3 社会福祉施設入所者等の安全対策 【社会福祉課、介護福祉課、社会福祉施設】	
	＜応急対策＞	143
	1 避難行動要支援者等の避難支援 【福祉班】	
	2 避難生活における要配慮者支援 【福祉班、建設経済班】	
	3 社会福祉施設入所者等の安全確保 【福祉班、社会福祉施設等】	
	4 外国人の安全確保 【本部事務局、住民班】	
第 11 節	物資供給・輸送対策	148
第 1	基本方針	148
第 2	現況	148
第 3	具体的取組	149
	＜予防・事前対策＞	149
	1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、健康増進課、水道管理課、県】	
	2 緊急輸送体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、契約管財課、運輸事業者】	
	＜応急対策＞	155
	1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 【本部事務局、総務班、健康班、 上下水道班、建設経済班】	
	2 緊急輸送 【本部事務局、埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、 埼玉県トラック協会、運輸事業者、東武鉄道（株）】	

第12節 市民生活の早期再建	161
第1 基本方針	161
第2 具体的取組	161
＜予防・事前対策＞	161
1 罹災証明書の発行体制の整備	
2 応急住宅対策 【建築指導課】	
3 動物愛護 【環境課、動物関係団体等】	
4 文教対策 【学校教育課、校長等】	
5 災害廃棄物等処理対策 【環境課】	
6 被災中小企業支援 【商工観光課】	
＜応急対策＞	166
1 災害救助法の適用 【本部事務局、各班】	
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 【住民班】	
3 災害廃棄物等処理対策 【衛生班、建設経済班】	
4 動物愛護 【衛生班、県、動物関係団体】	
5 応急住宅対策 【建設経済班、県、関東森林管理局】	
6 文教対策 【教育班、福祉班、教育施設班、県】	
＜復旧対策＞	181
1 生活再建等の支援 【住民班、会計班、福祉班、建設経済班、県、国税庁、警察、 消防機関、ライフライン事業者、埼玉労働局、日本郵便（株）、 県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉支部】	
第3章 災害復興	197
第1節 基本方針	197
第2節 実施計画	197
第1 復興に関する事前の取組の推進 【くらし防災課（防災担当）】	197
第2 復興対策本部の設置 【本部事務局】	197
第3 復興計画の策定 【本部事務局】	197
1 復興方針の策定	
2 復興計画の策定	
第4 復興事業の実施	197
1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 【建設経済班、県】	
2 復興事業の実施 【本部事務局】	
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	199
第1節 基本方針	199
第1 趣旨	199

第2節	実施計画	200
第1	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【くらし防災課（防災担当）】	200
1	南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達	
2	市民、企業等へのよびかけ	
第2	地震発生後の対応 【くらし防災課（防災担当）、防災関係機関】	201
第5章	火山噴火降灰対策	202
第1節	基本方針	202
第2節	実施計画	202
第1	被害想定	202
第2	具体的取組	204
	＜予防・事前対策＞	204
1	火山噴火に関する知識の普及 【くらし防災課（防災担当）】	
2	事前対策の検討 【くらし防災課（防災担当）】	
3	食料、水、生活必需品の備蓄 【くらし防災課（防災担当）】	
	＜応急対策＞	209
1	応急活動体制の確立	
2	情報の収集・伝達 【本部事務局】	
3	避難所の開設・運営 【本部事務局、教育施設班】	
4	医療救護 【健康班】	
5	交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【ライフライン事業者】	
6	農業者への支援 【建設経済班】	
7	降灰の処理 【衛生班】	
8	広域一時滞在 【本部事務局】	
9	物価の安定、物資の安定供給 【建設経済班、本部事務局】	
第6章	最悪事態（シビアコンディション）への対応	213
第1	シビアコンディションを設定する目的	213
第2	シビアコンディションへの対応	213
第3	シビアコンディションの共有と取組の実施	213
①	命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～	214
②	支援者の犠牲はあってはならない	215
③	火災から命を守る	216
④	首都圏長期大停電と燃料枯渇	217
⑤	その時、道路は通れない	218
⑥	デマやチェーンメールは新たな災害	219
⑦	超急性期医療と慢性疾患の同時対応	220
⑧	危険・不便な首都圏からの避難	221
⑨	助かった命は守り通す	222

⑩ 食料が届かない	223
⑪ 災害の連鎖を防止せよ	224

第3編 風水害対策編

第1章 総則	3
第1節 市における風水害の概況	3
第1 水害の危険性	3
第2 土砂災害の危険性	3
第3 竜巻災害の危険性	3
第4 気象災害の危険性	3
第2節 施策の体系	4
第2章 施策ごとの具体的計画	5
第1節 自助、共助による防災力の向上	5
第1 基本方針	5
第2 現況	5
第3 具体的取組	7
＜予防・事前対策＞	7
7 適切な避難行動に関する普及啓発 【くらし防災課（防災担当）】	
＜応急対策＞	8
第2節 災害に強いまちづくりの推進	9
第1 基本方針	9
第2 現況	9
第3 具体的取組	10
＜予防・事前対策＞	10
1 水害予防－治水 【くらし防災課（防災担当）、道路河川課、建築指導課、下水道課】	
2 水害予防－地盤沈下 【環境課、県】	
3 防災都市づくり	
＜応急対策＞	13
＜復旧対策＞	13
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	14
第1 基本方針	14
第2 現況	14
第3 具体的取組	14
＜予防・事前対策＞	14
＜応急対策＞	14

<復旧対策>	14
第4節 応急対応力の強化	15
第1 基本方針	15
第2 現況	15
第3 具体的取組	16
<予防・事前対策>	16
1 水防 【水防管理者、くらし防災課（防災担当）】	
2 応急活動体制の整備 ～ 3 防災活動拠点の整備	
<応急対策>	20
1 水防活動 【水防管理者・副管理者、建設経済班、消防機関、水防管理団体】	
2 応急活動体制の施行 ～ 5 自衛隊災害派遣	
第5節 消防力の充実強化	27
第1 基本方針	27
第2 現況	27
第3 具体的取組	27
<予防・事前対策>	27
<応急対策>	27
第6節 情報の収集・伝達体制の整備	28
第1 基本方針	28
第2 現況	28
第3 具体的取組	28
<予防・事前対策>	28
1 情報の収集・伝達体制の整備	
2 気象情報や避難情報の活用の周知 【くらし防災課（防災担当）】	
<応急対策>	29
1 特別警報・警報・注意報等の伝達	
2 市、県等における措置 【本部事務局、県、関東地方整備局、東日本電信電話（株）】	
3 災害情報の収集・伝達	
4 異常な現象発見時の通報	
5 広聴広報活動	
第7節 医療救護等対策	47
第1 基本方針	47
第2 現況	47
第3 具体的取組	47
<予防・事前対策>	47
<応急対策>	47
<復旧対策>	47

第 8 節	避難対策	48
第 1	基本方針	48
第 2	具体的取組	48
	＜予防・事前対策＞	48
	1 避難体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、事業者】	
	＜応急対策＞	50
	1 避難の実施 【本部事務局、住民班、福祉班、県、熊谷地方気象台、関東地方整備局】	
	2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在	
第 9 節	災害時の要配慮者対策	56
第 1	基本方針	56
第 2	現況	56
第 3	具体的取組	56
	＜予防・事前対策＞	56
	＜応急対策＞	56
第 10 節	物資供給・輸送対策	57
第 1	基本方針	57
第 2	現況	57
第 3	具体的取組	57
	＜予防・事前対策＞	57
	＜応急対策＞	57
第 11 節	市民生活の早期再建	58
第 1	基本方針	58
第 2	具体的取組	58
	＜予防・事前対策＞	58
	＜応急対策＞	58
	＜復旧対策＞	58
第 12 節	竜巻等突風対策	59
第 1	基本方針	59
第 2	現況	59
第 3	具体的取組	62
	＜予防・事前対策＞	62
	1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 【くらし防災課（防災担当）、学校教育課、熊谷地方気象台】	
	2 竜巻注意情報等気象情報の普及 【くらし防災課（防災担当）、熊谷地方気象台】	
	3 被害予防対策 【くらし防災課（防災担当）、農業振興課、施設管理者】	
	4 竜巻等突風対処体制の確立 【くらし防災課（防災担当）】	
	5 情報収集・伝達体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、熊谷地方気象台】	
	6 適切な対処法の普及 【くらし防災課（防災担当）、秘書課】	

＜応急対策＞	66
1 情報伝達 【本部事務局】	
2 救助の適切な実施 【本部事務局】	
3 がれき等処理 【衛生班】	
4 避難所の開設・運営 【本部事務局、教育施設班】	
5 応急住宅対策 【建設経済班】	
6 道路の応急復旧 【建設経済班】	
＜復旧対策＞	69
1 被害認定の適切な実施	
2 被災者支援	
第3章 災害復興	71
第1 基本方針	71
第2 実施計画	71
第4章 大規模水害対策	72
第1節 大規模水害に係る被害想定	72
第1 利根川	72
第2 荒川	73
第2節 大規模水害の特徴	74
第1 広大な浸水地域、深い浸水深	74
第2 浸水による電力等のライフラインの途絶	74
第3 孤立期間の長期化と生活環境の悪化	74
第4 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間	74
第3節 大規模水害対策	75
＜基本方針＞	75
1 適時・的確な避難の実現 【くらし防災課（防災担当）、秘書課、健康増進課、県、国、消防機関、警察、病院、介護・福祉施設等】	
2 応急対応力の強化と重要機能の確保 【くらし防災課（防災担当）、各課、県、防災関係機関】	
3 地域の大規模水害対応力の強化 【くらし防災課（防災担当）、市民協働課、一般企業、社会福祉施設、病院等】	
4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減 【くらし防災課（防災担当）、都市計画課、建築指導課、道路河川課】	
5 防疫及び水害廃棄物処理対策 【環境課、健康増進課】	

第 5 章 雪害対策-----80

第 1 節 基本方針 -----80

第2節 実施計画	81
第1 具体的取組	81
＜予防・事前対策＞	81
1 市民が行う雪害対策 【くらし防災課（防災担当）、事業者】	
2 情報通信体制の充実強化 【くらし防災課（防災担当）、県、熊谷地方気象台、関係機関】	
3 雪害における応急対応力の強化 【くらし防災課（防災担当）、消防機関、防災関係機関】	
4 避難所の確保 【くらし防災課（防災担当）】	
5 建築物の雪害予防 【施設管理者】	
6 道路交通対策 【道路河川課、道路管理者】	
7 鉄道等交通対策 【交通事業者、鉄道事業者】	
8 ライフライン施設雪害予防 【ライフライン事業者】	
9 農林水産業に係る雪害予防 【農業振興課】	
＜応急対策＞	85
1 応急活動体制の施行 【本部事務局】	
2 情報の収集・伝達・広報 【本部事務局】	
3 道路機能の確保 【建設経済班、道路管理者】	
4 交通規制 【道路管理者】	
5 救出・救助 【本部事務局、国、県、道路管理者】	
6 避難所の開設・運営 【本部事務局、教育施設班】	
7 医療救護 【健康班、防災関係機関】	
8 ライフラインの確保 【上下水道班、ライフライン事業者】	
9 地域における除雪協力 【市民、事業者】	
＜復旧対策＞	89
1 農業復旧支援 【建設経済班】	
2 その他復旧対策	
3 生活再建等の支援	

第4編 複合災害対策編

第1 基本方針	3
第2 具体的取組	4
＜予防・事前対策＞	4
1 複合災害に関する防災知識の普及	
2 複合災害発生時の被害想定の実施	
3 防災施設の整備等	
4 非常時情報通信の整備	
5 避難対策	
6 災害医療体制の整備	

7	災害時の要配慮者対策	
8	緊急輸送体制の整備	
< 応急対策 >		7
1	情報の収集・伝達 【本部事務局】	
2	交通規制 【道路管理者、警察】	
3	道路の修復 【建設経済班】	
4	避難所の再配置 【本部事務局、教育施設班】	

第5編 応援・受援対策編

第1章	応援・受援体制の整備	3
第1節	相互応援の体制整備等	3
第1	専門的技術職員による相互応援体制の整備	3
1	応援活動の種類と機関	
2	受入体制の整備	
第2	応援受入体制の整備	3
第2節	応援要請	5
第1	市町村間の相互応援	5
第2	県及び指定地方行政機関等への応援要請	5
第3	埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	6
第2章	広域応援計画	7
第1節	基本方針	7
第2節	想定災害と対象地域	7
第1	想定災害	7
第2	対象地域	7
第3節	広域応援のタイムテーブル	9
第4節	初動シナリオ	10
第5節	具体的取組	11
< 事前対策 >		11
1	広域応援体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、県】	
2	広域災害に係る情報収集体制の整備 【くらし防災課（防災担当）】	
3	広域支援拠点の確保 【くらし防災課（防災担当）、県】	
4	広域応援要員派遣体制の整備 【各課、県】	
5	市外傷病者の受入体制の整備 【健康班、後方医療機関】	
6	広域避難受入体制の整備	

- 7 市内被害の極小化による活動余力づくり 【くらし防災課（防災担当）、商工観光課、建設経済部関係課】

<応急対策> -----15

- 1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置） 【本部事務局】
- 2 応援に必要な広域災害情報の収集 【本部事務局】
- 3 広域応援要員の派遣 【本部事務局】
- 4 広域避難の支援 【本部事務局】
- 5 がれき等処理支援 【衛生班】
- 6 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 【衛生班】

<復旧・復興対策> -----21

- 1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行） 【本部事務局、県】
- 2 ライフライン施設の復旧活動支援
- 3 遺体の埋・火葬支援 【衛生班】
- 4 仮設工場・作業場のあっせん 【建設経済班】
- 5 生活支援 【本部事務局】

第3章 受援計画-----23

第1節 本計画の発動-----23

- 1 市内で震度6弱以上を観測した場合
- 2 河川の氾濫等により、大規模な被害が生じ、災害対策本部長が必要と認めた場合

第2節 災害対策本部-----24

- 第1 受援体制-----24
- 第2 指揮命令者等の明確化-----25
- 第3 受援班の役割-----25

第3節 受援体制-----26

- 第1 受援の根拠-----27
 - 1 災害対策基本法
 - 2 市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き
 - 3 埼玉県広域受援計画

第2 人的受援-----27

- 1 庁内全体の受援組織の設置
- 2 各課の受援担当の役割
- 3 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

第3 物的受援-----32

- 1 物資拠点の確保
- 2 道路状況の確認
- 3 物資の確保
- 4 物資に関するニーズの把握
- 5 物資の受入れ・仕分け・輸送

6	その他拠点での物資配布	
7	個人からの義援物資の取扱い	
第4	費用負担	35
1	協定に基づいた費用負担	
2	埼玉縣市町村間の相互応援協定に基づいた応援費用負担	
3	協定に基づかない応援の費用負担	
4	特別交付税措置	
第5	主な受援対象業務	37
第4節	課題と対策	39
第5節	受援計画の定着・改定	40
第1	研修・訓練の実施	40
第2	計画の見直し	40
1	点検・見直しの基準	
2	進行管理	

第6編 事故災害対策編

第1節	火災対策計画	3
第1	火災予防	3
第2	消防活動	6
第3	大規模火災予防	9
第4	大規模火災対策	13
第2節	危険物等災害対策計画	16
第1	危険物等災害予防	16
第2	危険物等災害応急対策	17
第3	高圧ガス災害応急対策計画	17
第4	火薬類災害応急対策計画	18
第5	毒物・劇物災害応急対策計画	18
第6	サリン等による人身被害対策計画	19
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画	22
第1	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方	22
第2	予防対策	22
第3	応急・復旧対策	26
第4節	農作物等災害対策計画	36
第1	目標	36
第2	実施計画	36
第3	災害の応急対策及び復旧	36

第5節	道路災害対策計画	38
第1	道路災害予防	38
第2	道路災害応急対策	40
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画	44
第1	目標	44
第2	鉄道事故対策計画	44
第7節	航空機事故対策計画	47
第1	目標	47
第2	活動体制	47
第3	応急措置	47
第8節	文化財災害対策計画	50
第2	実施計画	50